

# 健康診断案内

## 1. 定期健康診断

従業員全員に対し1年に1回以上必ず実施しなければなりません。

※事業者は労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

定期：労働安全衛生法に基づく定期健診

料 金 8,360円 (税込)

一般健診(協会けんぽ健診)：労働安全衛生法含む

料 金 5,280円 (税込)

※協会けんぽ加入者で35歳未満の方や非加入者は18,857円(税込)で、受診できます。

※胃部レントゲン検査を+3,300円(税込)にて胃部内視鏡検査に変更できますが、SS健康センターのみのご案内です。

一般健診(協会けんぽ) + 付加健診(または、腹部エコー検査セット)

※健診会場が「SS健康センター」の午前のみ受診可能ですのでご注意ください。

別紙の【腹部エコー検査の期間限定キャンペーン】をご確認ください。

料 金 24,457円 (税込) 協会けんぽ未加入の方

7,960円 (税込) 協会けんぽ加入の40歳、50歳の方

10,880円 (税込) 協会けんぽ加入の35歳以上の方

## 2. 特殊健康診断

SDS(安全データシート)にて使用溶剤等をご確認ください。

有機溶剤等健康診断

トルエン、キシレン等有機溶剤を取り扱う業務に従事する者に対し、6ヶ月以内ごとに1回実施しなければなりません。

a. 基本項目(医師診察・問診等)のみの場合 2,860円 (税込)

b. 尿中代謝物検査(トルエン、キシレン等) 3,300円 (税込) より

c. 尿中代謝物検査(ノルマルヘキサン) 3,850円 (税込) より

エチルベンゼン健康診断

エチルベンゼン塗装業務(屋内作業に限る)に常時従事する者および従事したことがある者に対し、6ヶ月以内ごとに1回実施しなければなりません。

項目(医師診察・問診・尿中代謝物検査等) 6,050円 (税込)

特定化学物質障害予防規則等

特化則の健康診断について常時従事する者(従事したことがある者も含む)に対し、6ヶ月以内ごとに1回実施しなければなりません。

※代謝物提出に関しては健診前1週間以内に採尿後、冷暗所に保管し、健診当日の受付にて提出してください。

\*\*\*\*\*

前回受診された、有機溶剤・特化物等の個人票、じん肺結果証明書は必ず受診の際に持参してください。

## 令和5年度前期 集団健康診断実施予定表

(健康診断の種類: 定期・一般・有機・じん肺・鉛・特化物等)

※ 健康診断には必ず事前のお申込みが必要です。

(申込みは、健診予定日の1ヶ月前までをお願いします。健康診断当日の申込みはご遠慮下さい。)

早朝の時間帯は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

月	日	曜	受付時間	実施場所	健診の種類			備考
					労安法	協会けんぽ	特殊健診	
					定期	一般 (午前中のみ)	有機溶剤・じん肺 鉛・特化物等	
8	2	水	8:30~12:30	鳥栖商工センター	○	○	○	※駐車場は裏面をご覧ください
	7	月	9:00~11:00	佐賀県陶磁器工業組合	○	○	○	
			14:00~16:00	うれしの市民センター	○	-	○	
	17	木	9:00~11:30	鹿島市生涯学習センター エイブル (1/2)	○	○	○	
	18	金	9:30~12:00	千代田町保健センター	○	○	○	
	21	月	8:30~12:30	武雄市文化会館 (1/2)	○	○	○	
	25	金	9:00~12:00	唐津市文化体育館 (1/2)	○	○	○	高気圧健診実施日
31	木	9:00~12:00	伊万里市生涯学習センター	○	○	○		
9	4	月	9:00~12:00	唐津市文化体育館 (2/2)	○	○	○	
	8	金	8:30~10:30	佐賀県自動車整備振興会	○	○	○	
	14	木	8:30~12:30	武雄市文化会館 (2/2)	○	○	○	
	29	金	9:00~11:30	鹿島市生涯学習センター エイブル (2/2)	○	○	○	

※前回と変更している箇所がございます。ご注意ください。



一般財団法人 佐賀県産業医学協会 〒 840-0857 佐賀市鍋島町八戸1994番地 1  
☎ 0952-22-6729 Fax : 0952-22-6779  
働く人の健康をサポートする総合的産業保健機関 URL <http://www.saga-sanikyo.or.jp/>

# 鳥栖商工センター 利用者指定駐車場ご案内

今一度、駐車場の確認をお願い致します

